

『藩論』研究

——いわゆる千頭論文、『ジャパン・クロニクル』掲載の翻訳

関 家 新 助

はじめに

これは、明治四三年七月一五〜一六日発行の『ジャパン・クロニクル』（『The Japan Chronicle』）に掲載された千頭清臣氏の“Germinal Ideas Of Constitutional Government In Japan”と題する小論の翻訳である。この小論は坂本龍馬ならびに憲政思想史の研究者がきそって探し求めてきたいわば“幻”の資料である。そのいきさつはこうなっている。

その道の研究書が等しく伝えていた定説によると、ある時、千頭氏が龍馬の遺稿といわれている“Han Ron”（『藩論』）幕末における英公使パークスの通訳官、キャリー・ホルルの英訳）を『ジャパン・クロニクル』（明治四四年七月二一日発行）紙上で発見し、その後、原文を尾佐竹猛氏が、さらに絲屋寿雄氏が発見したとされている。^{*}ところが、昨年同志社大学人文科学研究所の

研究員・杉井六郎氏（現教授）が「諸書ひとしく伝えていた『ジャパン・クロニクル』の明治四四年七月二一日の紙面をみると、『藩論』に関する記事はなに一つ見当たらない」と指摘したところからさまざまな問題が生じてくる。

* 尾佐竹氏所蔵の原本は関東大震災の際、焼失して今はない。絲屋氏発見のそれは、その後、同志社総長・住谷悦治氏の配慮により同志社大学人文科学研究所が譲り受け、現在同研究所絲屋文庫に所蔵されている。また、その復刻版が、昭和四四年五月、原本通りの装丁で二〇〇部だけ同志社大学住谷・篠部奨学金出版会の手で出版されている。

** 『同志社時報』四六号、四五頁。

まず第一に、千頭氏が著『坂本龍馬』の中で「著者曾て之

れを『ジャパン・クロニクル』紙上（明治四四年七月二一日発行）に掲げたることあり^{*}と明記しており、恐らく、このくだりの最初の引用者がこの「著者」を翻訳者ホールと間違え、以下ずっと六〇年近くも原資料を確認することなく今日にいたり、いつの間にかホール訳の英文“Han Ron”が『ジャパン・クロニクル』に掲載されているという誤りが定説化されてしまった。次に、千頭氏の明記したところに何らしき論文のないうことが杉井論文によって明らかとなり、いずれにしても“Han Ron”が突如として“幻”となったいま、その出典はおろか、その英訳者ですら疑問が生じてきたわけである。

* 千頭著『坂本龍馬』二六三頁。博文館、大正三年。

しかし、杉井氏の指摘をまつまで我々は“Han Ron”が何らかの形で例の明治四四年七月二一日の紙面に掲載されているのだと認識していたことは事実である。その出典が不明となつたいま、我々にとって千頭氏という“Han Ron”の探索は『藩論』研究の不可欠条件となつた。そこで私は、千頭氏が『坂本龍馬』を校正する際、『ジャパン・クロニクル』の紙名を間違えるとは考えられず、恐らくは校正の段階で年月日を間違えたのではないかと思ひ、昨年の夏休み、私のゼミの学生と共に国会図書館に所蔵の『ジャパン・クロニクル』明治三七年二月一日から千頭氏の『坂本龍馬』が出版された大正三年六月三〇日までの全頁を確認した。これは『ジャパン・クロニクル』が

一日、八〇一〇頁だてなので約三万頁以上を見落とさないように確認していくという大変な作業であった。しかし、我々の努力のかいあり、この作業を始めて一〇日目にしてついに千頭氏寄稿の『藩論』に関する論文を見つけることができた。『ジャパン・クロニクル』明治四三年七月一五日と一六日（いずれも五頁に掲載）の二日にわたる連載がそれである。

手の震えの止まらざるこの千頭氏寄稿の論文を手にした私は、そこに次のような見出しを見る。それは我々が予測していた、また諸著が等しく伝える“[Translation of Japanese pamphlet, entitled ‘Han Ron’ (Glan discussion)]”ではなく、“Germanal Ideas Of Constitutional Government In Japan”というあやうく見落としかねない見出し（論題）であった。その論題のもとに千頭氏の小論があり、それを要約すると、日本における立憲政治思想を『帝国憲法』から逆に『五箇条御誓文』をへて龍馬の『船中八策』さらには『藩論』へとその原点を辿り、最後に『ジャパン・クロニクル』の読者に向かって“Han Ron”の再刊に関心をもたれんことを訴えてその小論を結び、その後、例の“Han Ron”が“[Translation of Japanese pamphlet, entitled ‘Han Ron’ (Glan discussion)]”のタイトルのもとに二日にわたり連載されている。

以下はその全訳である。

* * *

日本における立憲政治思想の原点

元鹿兒島県知事、貴族院議員 千頭清臣

概して、日本の憲法（帝國憲法）をヨーロッパにおける立憲諸国の憲法、とくにイギリス憲法と詳細に比較すると、日本の憲法は、イギリスのようにある時には王と貴族が、またある時には王と一般民衆が、文武両道にわたる永年の戦いを通して徐々に伸張発展してきたものではない。帝國憲法は、今上天皇陛下がいやしくも忠誠かつ報恩心深き臣民に対し、特志にして恩寵的に賦与されたものである。しかしながら、日本の憲法（ただしその発展は急速であったが）は、ジェームス・マッキンタッシュの「憲法は固定してしまふものではなく発展するものである」という有名な政治的格言に違ふことなく構成されている。板垣退助と後藤象二郎（両者は後の伯爵）、江藤新平さらには他の同志等は藩閥政治の弊害を烈しく攻撃すると同時に、民権議院設立を力説する建白書を政府に提出した。人民の闘士（ある時期、伯爵板垣は平民にも非常に重んぜられていた）は、さらに歩を進めて愛国社（自由党ならびに現在の立憲政友会の前身）と呼ばれる一つの政党を結成し、国政に民論を自由に反映さすために全国をくまなく精力的に遊説してまわった。彼の支持者の中で短気でかつ統率しえない幾人かは、物理的な力にさえ訴え、炸裂弾を投げ、刀や槍を振りかざした。このような公の秩序を乱す者はその結果投獄され、かたや彼らほど過激でない同志の思想

家たちは東京から追放された。

藩閥支配者と民政の闘争舞台に伯爵板垣の登場する以前、明治天皇は一八六八年王位に就くや、列侯会議におもむき、公卿諸侯の面前で次のような誓約をたてた。すなわち、「広く會議ヲ興シ、万機公論ニ決スヘシ。旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ。知識ヲ世界に求め、大ニ皇基ヲ振起スヘシ。」これらの骨子は今日の憲法の要であり、それは由利と福岡によつて起草されたものである。しかし、それらの要もまた、一八六八年の明治維新に先行するあの激動の重大な時期に、国家の運命を決定した最も先見ある改革者たちによつて、適確に表現された近代国家の要約にすぎない。

これらの改革者の中でも薩摩の先覚者・西郷、長州の高杉晋作、土佐の坂本龍馬は日本の運命に最も強力な影響をおよぼした。彼らは幕末が生み出した傑物であり、彼らがいずれも、あらゆる面で各出身藩の代表者であることは明らかに万人の認めるところであり、それらの藩は、通称、薩長土と呼ばれる連合体であった。彼らの最も純粋な祖国愛という動機が、彼らをして力強く、大胆に、先見的に、才知に富ましめ、この三頭政治が倒幕の期の熟した当時の混沌とした政治を指導し、さらに彼らは、おおざっぱではあるが、日本における将来の政治のあり方を描いた。なかでも、それを具体的に描いたのは三人の知的巨人の最後に挙げた人物、すなわち坂本である。以前は他の誰もがなしえなかった、將軍を辞職させ、帝に行政権ならびに法と秩序の合法的な源泉である主権の回復を提唱し、かつ実践し

たのはまさに坂本である。さらに、彼は土佐海援隊を結成した文武両道にたけた人物であった。土佐海援隊は、政治的に混沌とした時代特有の私的な結社体であり、尊王主義者の倒幕運動を助けて多くの砲艦と汽船をあやつり、また全力をつくして幕府の威信を没落せしめ、ついに倒幕を果たした。その上、この未熟な海軍は身をもって海軍力の重要性を広くこの国に認識させた。

最後に、民衆の代表による政府の設立を究極的に提唱したのは同じくこの土佐人であった。単なる言論の人ではなく、傑出した行動力を持ち、いつも強烈に人をひきつけ、これまで永続してきた諸制度を破壊することにより、新しい行政という建造物を構築し始めたその途上において、しかも弱冠三二才の若さにて暗殺者の犠牲となった坂本は、ほとんど文書の名に値するものを後世に残していない。彼が手当たりしだい自己の考えを書きとめた友人への手紙や二、三の断片的な文書が、この注目すべき人物の書き残したすべてである。それらの中に、最善の知識が見い出されるところならどこにでも求め、その有用な知識を日本に利用すべきさしせまった必要性があることを強調した数々の記述を我々は見る。彼が一枚の紙ぎれに書きとめた八策の一つは次のようにしている。「上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ万機ヲ參贊セシメ、万機宜シク公議ニ決スヘキ事。」この八策を伯爵・後藤から示された土佐藩主・容堂は、それに大いに賛成し、直ちに八策の中のいくつかを建白書に具体化した將軍に送った。しかし、いま考察している主題と関連する最も

長い文書は『藩論』と題する小冊子である。それは、船中であって坂本が彼の私的秘書・海援隊の一員に筆記させたものである。我々が知る限り、この小冊子の存在は人々から全く忘れられている。幸運にもその一通の写しが最近発見された。そして今日、日本における『自由党史』が伯爵・板垣の監修によりちようど出版されている。我々は、イギリス領事によって翻訳されたといわれているこの『藩論』の再刊が、『ジャパン・クロニクル』の読者の関心たらんことを切望する。

* 千頭氏の述べているこの小冊子は、当時通訳官、のち横浜総領事キャリー・ホール氏によって英訳された。『藩論』はハリ・パークス卿が、当時外務省の秘書官クラレンドン伯爵に一八七〇年一月二十九日の日付けを記して送付し、『藩論』のいきさつについてパークス卿は次のように述べている。「これらは(この復数形は、当時ホルの訳した『王制復古』と題する小冊子があるので恐らくはこれも『藩論』とともに同封されていたことを意味するのではないかと思う。——訳者註)、すでにホール氏の努力により翻訳され、日本人の間に芽ばえ、主張されている自由思想(Liberal Ideas)ならびに自由の概念(Freedom)であることを他事ながら付言しておく。」——『ジャパン・クロニクル』編集部註

『藩論』と題する日本の小冊子の翻訳

第一部 変革一般論

尊王政治の思想をくみて（流れをくみ）、東西をとわず諸藩は、このところお互いにそれぞれ藩制改革の断行を急務としている。概して、それらの一般的なやり方は、刷新の適用が極度に遂行されると、改革運動に賛成しない人たちはうろたえるか、また、古いしきたりの破棄が徹底的に遂行されないと、それに期待をよせる人たちの失望は感きわまるものがある。そこで、上層部においては、絶対政治の主要政策の追求を不可能ならしめ、また、下層部においては、町人・農民の賛同を勝ちうることに失敗し、したがって、枢機に参与する参議や政務を執行する役人たちは共に心ひそかに苦悶することとなる。ある人たちは、「維新」の深遠な意義を認めることができず、あてもなく一時の流行にやはり、せつちかにも、西洋の文献の翻訳に目をやるか、渡来した人々に西洋の社会制度について質問し、たんに西洋諸国の風習を日本に紹介することにより、すべてを満足に処理しようとしている。またある人たちは、「王制復古」*の内的意味を誤解し、空しくも文学的な空想家の気まぐれな考えにまどわされ、ただ史書にのみ依拠し、現代を過去から規定し、たんに過去の方法を今日に適応して民衆を統治しようとして試みる。あわれにも、これらはまさに並な藩主の態度であ

る。それは、あたかも航海に出、羅針盤を失い為すべを知らない才知しか持ち合わせていないのではないだろうか。かくして、未熟な藩主は制度の盛衰、体制の興廢は自然の法則によってあらかじめ定められていることを知らず、無能な家臣は政策の成敗、法律の損益が時代精神に基づくことに気付かず、いわば、思うに、このような藩主や家臣は著書を最初から通読し、章が進んでも、結局大意を読みとることが困難なたぐいに属する。

* この引用文は当時『王制復古』と題するホール氏訳の小冊子を意味している。（編集部註）

概して、以上のような制度の制定や政策の遂行において、もしその目的が自然の法則と矛盾したり、それらの執行が時代の風潮に適合しないならば失敗はさげがたい。自然の法則が順応したり遂行するのは、時代の精神に適應するか背反するかである。しかし、自然の法則をみきわめ、ある制度の長短をほぼ正確に評価しうる人は實際少ない。けれども、その制度の盛衰を観察したのちに、それが自然の法則に適合しているか否かを知る人はかなり多い。また、同様に、時代の精神を見きわめて、ある運動の成敗を予見しうる人は少ない。けれども、その運動の成敗が明らかとなったのちに、それが時代の精神に適應しているか否かを認識する人は多い。このようなまにみる卓越した政治家的機敏さの持ち主として、その後の事実が実証する限

り二人の人物をあげることができる。一人は南北朝時代の楠木正成である。当時、彼は朝廷の権力による国の統治はもはや不可能であることを知り、湊川で討死した。まもなく権力は武家の手に戻した。いま一人は今日の將軍慶喜である。彼はもはや武断政治の維持が不可能であることを察知し、自ら権力の座を放棄した。その後、あらゆる大権の復活とともに朝廷の權威によって一つの統一的組織体を樹立した。さて、朝廷の政治が確保されるならば、その統治が人民の手にすら委譲されるべきとしてもそれは正義であり正当である。逆に、国家の現状を混乱に導くならば、その政治が至尊（すなわち、帝）によってなされたとしてもそれは不正義であり、不当である。この原理は、国家権力の行使は世論の賛意に基づくとということである。したがって、朝廷政治に適応するこの法則は藩政にも十分応用しうる。

一般的に、多くの封建藩主は婦人の閑居に産まれ育てられたものであり、彼らは、あたかも宝石や真珠の優美な装飾品のようにやさしく大事にされてきた。したがって、彼らは成人したときですら、なお、未熟な精神構造をなしており、また彼らは政務の詳細も覚えようとせず、国家の現状に接してその責任感を持つとうともしない。彼らは勞せずして、祖先の遺産を継承し、絢爛豪華な衣裳に身を包み、冬の寒い木枯しに身をさらすこともなければ、人々の飢えや寒さを知るわけでもない。彼らの左右には美しい衣裳で身を包んだ正妻や側妾の美貌、彼らの耳にひびく音楽、さらには酒宴等は彼らの心に不満足な欲望

を何一つ残さない。衰退の徴候が間違ひなく始動している今日においてすら、彼らはなお残された快樂の追求に余念がない。抜け目なく彼らは永遠の若さを神々に祈り、不滅の恩恵を仙女に求める。この同じ範疇に、命を受けた家臣であっても名門の家柄に産まれた人々はこのたぐいに属する。藩主のみならず、そのような家臣もまた右に述べたとおりである。したがって、藩庁は無能な役人たちによって占められ、彼らの腐敗ぶりは、その無能さを阻止しようとするあらゆる試みをも制して横行する。事態がこのような状況にいたっては、国家の繁栄や富強の促進計画に彼らをしていかに関心をもたせ、またその計画をいかに遂行させることができようか。また、今日、事態の收拾を要請されている多くの大名が、満足な方法で自己に課せられた義務をいかに遂行するかは、真に注目に値する。実際、現状は非常に悲しむべき姿である。彼らは、文明開化の幕が切って落とされた今、朝廷の要望をよく認識した臣民として君臨している今日、どうして我が藩主たちは氣ままに怠惰と快樂にふけり続けることができようか。

天が人々に与える恩恵は、ある者には秀れた能力および知性を、他の者には劣った能力と知性を授けている。疑いもなく、それにはそれなりの理由がある。しかしながら、秀れた能力を授けられた人の数は少なく、浅学が圧倒的多数の人をしめている。ゆえに、下層階級の人々は、大部分が愚鈍であり、瞬時の快樂を妨げる些細な苦しさに恐れおののく本能を彼らは有している。かくして、菓を飲むことは不快であり、潰瘍の切開手術

は苦痛である。しかし、不快とか苦痛を理由に人は投票や手術を拒むならば、彼の病氣は治りえないし、やがて彼は死ぬであろう。そして同じことは政治についてもいえる。したがって、ある今日の不快なことから耐えていると、やがて絶好機が訪れ、まもなく成果が現われ始める。ゆえに、家臣の任務は次のとおりである。すなわち、彼らは過去の有害無益な慣習を改革し、無力で腐敗した諸制度を一掃するために、時代の流れを利して、いま話題となっている英知とか能力を活用すべきであり、偉大で永続的な利益を獲得するために、ささいで一時的な損失を無視すべきである。しかしながら、偉大にしてかつ遠大な善の成就のために、少しでも苦難に堪えることは普通の人間性にとってなみたいていではない。ところが、時がたつにつれ、現在の事態に対する不満を告発し、恐れもなく、政務の執行を批判する煽動家が家臣の中から現われるものである。多くのことがらが彼らに期待されるが、彼らが官職につくや、彼らは態度を完全にひるがえし、いまやあえて二度と口を開こうとしない。職務と現実の矛盾が明らかになると、彼らは、自らが手にした貴重な地位（職務）を失わないように、ただそればかりが気がかりとなる。恐らく彼らは心ひそかに、なお恥辱へ近づくのではないだろうか。能力によって選ばれ、英知によって昇進した家臣たちが、藩政会議（会議所）に召集されたとき、彼らに要請されることは、主たる目的（改革）を一時も見失ってはならず、無知なる大衆の不平や批判に動揺することなく、ひたすら最後まで、自らが決定した行動の基本線に従って目的

を遂行すべきである。朝廷主権の確立は、名目的にはひたすら自然のなりゆきとされているが、実際には諸外国で行われている制度を採用したものである。いまや時勢は不可避免的必然性の見地に立って、封建諸藩に渗透している悪習を一掃し、大いに成果をあげる段階に達している。「一度、時機を失えば再び春を歳に得難し」という諺は、大なる朝廷国家においてさえ該当する。まして小さな諸藩においてはなおさらのことである。

最近、ある藩では社会制度の改革が次のような方法で着手されている。まず最初に、大名がそのような意味の令書を出し、次いで家臣の中から最も名声ある数人を選び、彼らに改革遂行の仕事を委任した。そこで、彼らは一同藩庁に会し、その仕事を強力に遂行した。彼らが遂行せんとした主たるねらいは、身分上下のへだたりなくすべての家臣の禄高を平等にすることであった。彼らは封建社会に付随するほとんどすべての悪習の一掃に努め、やがて世襲の身分や官職の全構造が崩壊したかのごとくにみえた。すでに改革の勝利は半ば宣言された。しかしこの段階において、人間性に対してそれを無視しえないという原理が支配的となり、彼らはその計画を大幅に修正した。初期の段階におけるこの失敗の結果は、結局、実質的には旧体制にたち帰る恐れがあった。そこで改革の創始者として召集されたこの選りぬぎの人々の中で、ある人たちは、心ひそかにこの徴候を見てとり、好結果を生むはずの計画が全く期待はずれに終わったことをさとり辞職した。他の人たちは、別の官職につき、職務の代わったことを理由に当初の改革の仕事を顧りみようとす

ない。また残りの人たちは、その時彼らを脅やかしたささいな困難に恐れ、彼らがその当初に公言した見解をあつかましくも説明するのみであった。その結果、事態は再び旧体制に陥り、現在、旧藩政と現藩政との間に存在する唯一の相違は、官職の數と職名だけである。この失敗は、自然の法則に順応せず、時代の流れに一致しないところからもたらされた結果ではないだろうか。我々がその失敗の原因を学ぼうとするならば、この失敗こそ強いて追求せねばならぬ問題である。

昨春の末ごろ、私の旧知のある家臣が彼の藩主に一通の請願書を提出した。その請願書は非常に長文であり、また私が同意しえないところもかなり含まれているので、ここにそれを長々と掲載することは蛇足であろう。しかしながら、次章で言及する議論の論拠として有用な一節と、また私の見解と非常に密接なかわりをもつ部分をもつ部分を以下引用する。

〔ある家臣の藩主に提出した請願文書の抜萃〕

「殿のとるにたりない家臣が、恐れながら、深く敬意を表しつつ少々愚策ではあるが、善意をもって殿の参考となる教言を大胆にも進言し、殿の賢明な判断を下していただくことをお願いする次第であります。」

「今日、殿は強くて高貴なお方であり、またこの国の守護者として、勞せず安易で裕富に生きることができ、殿、あなたの地位は疑いもなく幸せであります。しかし、明日ともなれ

ば、幸・不幸のいずれをもたらすか知るすべはありません。もしこれから、殿が変革に遭遇するならば、殿の先祖代々受け継がれてきた権力とこれまで殿のものであったすべてのものが、一夜にして悲惨な結果になりましようことを私は恐れるのであります。殿が将来に対する用心と賢明な心がまえを直ちになされないならば、殿が想像している以上の不幸な運命が殿の子孫に待ちかまえておられます。」

第二部 改革着手の基調を開く

諸藩の組織と慣習を概観すると、明らかに、大部分がおおよそにかよっているが、官職の配列と官吏の數という点では異なっている。しかしながら、二、三の例外を除いて、あらゆる諸藩に見られる一つの慣例がある。すなわち、すべての藩では社会的地位に尊卑の差別が、官の等級に上下の差別が、禄高の支給に大小の差別等がある。

藩制改革の基礎となるものの中で、まず第一に注意せねばならぬ方法に次の三点がある。

〔一〕 藩主は、まず第一に藩士に対して古い慣習を廃止し全く新しい体制に着手すべき趣旨の訓令を示し、この手順に関する見解の不一致と目的の変更をなくすために、藩主は全藩に対し特別な誓いをたてさせ、宣誓式を行ってそれを承認させねばならない。

封建諸藩における家臣の數は、概算にして、大藩の場

合では數万家を數え、小藩でさえも百家を下ることはない。諺に「十人十色」という。したがって、見解の相違は小藩でも百を越え、大藩では數方に達するほどの多くを數えるのではないだろうか。いまや、重要なことは、家臣たちの藩主に対する結びつきは、血縁關係という原始的なきずなに基づいてはいない。彼らは藩主の命令の受容を拒否しえず、まして大胆にもそれに逆らいえないという理由に基づいたある一定の約束で藩主と結びついているにすぎない。他方、藩主の家臣に対する關係も以上に対応するたぐいのものである。その結果、不正にも、大なり小なりその約束を破ろうとする場合には、それ以後、彼は藩主として家臣に対する支配を維持しえないし、權威を強いることもできない。なされるべき改革が急進的であり、かつ朝廷や幕府からも全く独自に、過去と現在を断絶させるほど体制を變革するような重大な場合、藩主の權威を維持することはかなり困難ではないだろうか。そのために藩主は、新しい契約を結ばざるをえず、また契約が履行されないことに、誓約によって、とどこおりなくその新しい契約を強化する權利を遂行せねばならない。

(一)
藩主は、まず前述のような誓約に基づいて藩士を把握し、次に家格の差別といった慣例を廢止して、世祿の慣行に終止符をうち、従來のすべての位を無視して一挙にあらゆる職制を解体すべきである。かくして、普通の

公の議會の場合と同じく、完全に平等な社会を構成するために、藩の全臣民を一律にし、かつ彼らを同一線上に平等化せねばならない。これが次の段階に達すると、藩の大きさや家臣の數に応じて、あらかじめある定則數を定め、各人をして選人を推挙させねばならない。すなわち、一般大衆の選挙によって、多くの支持者を制する優秀な人材が選ばれるような選択方法でなければならぬ。

諺に「その母（その父の眼に）好せられるは、その子抱かれ、その母悪まるれば、その子糶られる」というのが、ある。ゆえに、由緒ある家柄に生まれ育った人々は、例え、彼らが、愚かでなまけ者であっても、その多くは快樂にふける生活が許される。時には、茅屋の中にも桃や李の花の美しさがあるが、それらの花は庭園という光景の中にところを得ることはまれである。由緒ある名望な家柄の人々は必ずしも賢明かつ有徳であるとはかぎらない。にもかかわらず、彼らは常に高い地位につき、世襲的に裕富な祿高を享受している。きわめてなんと幸運であろう。卑しくて貧しい家に生まれた人々は、必ずしも生まれながらにして知性と能力に劣るものではない。にもかかわらず、彼らは常に家畜のように酷使され、その生活は非常に窮乏し、その子供たちは飢に泣いている。なんと不運であろう。「山は高いがために価値があるのではなく、それが称えられるのは樹木が産出される

がためである。「人は賢・愚によって称賛されたり非難されるべきであり、尊・卑の差別がなされるべきものは、能力の有無による。さらに、多くの場合、高い地位にある人々は、またその禄高も裕富であり、小さな仕事場に働く人々は、したがって手当もわずかである。いかなる功績に基づき、いかなる原理によって、なまけ者で軽卒な人間が努力もせず高貴な地位につくのであるうか。いかなる欠点の故に、またいかなる原理によって、精神的かつまじめな人間がその生涯を奴僕に終るのであるうか。父の罰がその子にまでおよんではならないのと同様に、父の報償もまたその子にまでもたらされてはならない。かかる理由で、家格と世禄の差別を除去せねばならない。

もし普通の人間が、俗衆に秀でてある意見を広め、かつその方策を實行しようと望むならば、彼は俗衆の反撥を買うことは確實であり、彼の意見がどのように説得力をもとうとも、聞きいれられず、またその方策がいかに有益であっても、支持を得ることはない。これが俗衆の常であり、心の狭い人々から切り離しえない性質である。したがって、藩籍の末端に位置する者が、突然高位、名望ある人々に先んじてある意見を公にし、ある方策を遂行しようとするときには、さらに強い反撥が現われる。そのような場合のむつきさは周知のとおりである。もし彼が一度びその発表をしくじるか、その方法を

(三)

失敗するならば、彼はたんに目的を失するだけでなく、彼の身体は商鞅(？)三三八……春秋時代の衛の政治家・思想家(訳者註)の軍車に捕えられ(処断され)、さらには両親、子孫、兄弟までを悲惨な目にさらすことになる。これがために、さまざまな官職が廃止されねばならぬと同時に、地位の差別もなくさねばならない。

以上のような公選制度の実施がひとたび採用されるとそれによって選ばれてしかるべき候補者がそうでない人々たちから識別される。それが行われると、次に藩主は予備投票で選抜された一群の人々を採用し、新たに定足数を指示して、再選・三選を行い、最も有能な人物を選ぶべく彼らに命じなければならぬ。そして再選・三選に敗れた残りの人々には将来の機会を待つようにしなければならぬ。

概して、普通選挙により有能な人々を選ぶという習慣は、西洋のあらゆる文明国家では広く普及しており、ここでは長い伝統をもった制度であるゆえ子供ですら親しみをもっている。しかし、我が国の諸藩ではまだこのような習慣が存在していることを聞かない。しかるに、その制度が優れた妙案であるとしても、藩内には常にとんな人々がおおり、またその制度が真に文明国家の習慣であるとしても、藩にはえてして愚鈍な者が少なくない。したがって、知者が愚者にその案を説明し、啓蒙的藩主が愚鈍な家臣とともにその案を実施することは、あたかも

盲人に色の濃淡を尋ね、聾者に音の強弱を聞くのと同じたぐいである。一般に大衆は全くそのような問題をかくのごとく理解していない。しばしば彼らが選挙を行うべく命令を受けた場合、彼らは指導者としての資格を吟味したり、その欠点をあげて異議を唱えることもなく、ただ個人の好みや妬みによつて投票するか、さもなければ、彼らは直接面識のある者の中からその親しさの度合いによつて選び、能力ある者を選びぬくわけでもなければ、無能な者をふるい落とすわけでもない。さらに彼らには有力者の力を恐れて彼を支持したり、下層階をきらつて身分の低い人を退けたりする。かくのごときは、世間の諺にいう「親の心子知らず」という場合の子供の行為であるといえる。以上のことから、当然、単純投票で最大数を得た人を單純に任命することは必ずしも最適任者を得ることにはならない。これが再投票の規定が作られねばならぬ理由である。最初の選挙で選ばれた候補者に委任して彼らが全藩を代表して、最大得票数という基本的原理を維持しながらも、再三・三選を行わざるをえない。この意図はもちろん予備選挙でなされた何らかの誤りとその過程の反復において取り除くということである。

以上のことを実施したと仮定して、藩内の最終選挙を完了すると、選出された者が、再度明確に認証される。これが終ると、次に管轄内の庶民(武士でない町人・百姓)の選挙に移らねばならない。

藩主と家臣の誓宣された契約に始まり、有能な人間の予備選挙から最終選挙に至る前述の方法の実施は、藩主が単独で行べきもので、従来の家柄や役人にあえて委任してはならない。さらに藩主は今後とも立法権および行政権についても同様の条件を維持せねばならない。

上記の投票による選挙制度の実際的な適用については、各藩の大小や家臣の数の相違により各藩事情を異にしている。今やそれらを明らかにする余裕はない。この問題は次巻に残され、領民の選挙の問題と共に扱われることになろう。

* * *

あとがき

以上の資料から次のことが明らかとなる。(i)諸著等しく伝える定説、『ジャパン・クロニクル』明治四四年七月二日は明治四三年七月一五〜一六日である。(ii)千頭氏がその紙面から“Han Fou”を発見したという定説もまた、彼自らの寄稿と訂正せねばならない。したがって、「著者曾て之れを『ジャパン・クロニクル』に掲げたる事あり」の「著者」はキャリー・ホールではなく千頭氏本人である。(iii)千頭氏のいう『ジャパン・クロニクル』が「幻」となつて以来、『藩論』の翻訳者は、はたしてキャリー・ホールか否かという問題が生じていたが、編集部註のパークスの手紙によりそれをホール訳と確定しうる。(iv)

千頭氏自身も、投稿した明治四三年七月の時点ではその翻訳者をイギリスの領事としか認識しておらず、この編集部の註によりはじめてホールと教えられている。(V)千頭氏が“Han Ron”の写しをどのような経路で入手したか、また『藩論』の原作者がはたして龍馬なのかそれを実証する決め手はいぜん不明である。(VI)杉井氏の指摘によると、“Han Ron”の「第一部」は英字新聞『ジャパン・タイムズ・オーバーランド・メール』(一八六九年二月三〇日||明治二年一月二八日)に掲載されている。しかし、現存する資料ではその続編、すなわち「第二部」が見られていない。彼は、一八七〇年一月以降の新聞が手掛かりであると指摘しているが、パークスの手紙の日付が一八七〇年一月二九日となっていることからして、恐らくその「第二部」はその間に掲載されていると思われる。

* 『同志社時報』四六号四六頁。

最後に、これまでに明白となった『藩論』発表の系譜をたどってみると次のようになる。

- (i) 原本(明治紀元一二月||同志社大学絲屋文庫所蔵)。
- (ii) 最初の英訳(『ジャパン・タイムズ・オーバーランド・メール』一八六九年一月三〇日||明治二年一月二八日、東大明治文庫所蔵||「第一部」のみ)。
- (iii) 千頭氏の投稿紹介(『ジャパン・クロニクル』明治四三年七月一五||一六日||国会図書館所蔵)。

(VI) 千頭著『坂本龍馬』(大正三年六月、博文館。二四八〜二六三頁)。

謝 辞

この訳稿が『藩論』研究のメッカである同志社で発表できたことを私は大変嬉しく思います。これも、日ごろから『藩論』研究について御指導を仰いでいる同志社総長・住谷悦治先生の御配慮によるものです。ここにあらためて深謝の意を表します。

また、この資料の探索にあたって、日本社会事業大学・関家ゼミの大島明博君と石田都さんの御協力をえました。あわせてお礼を申し上げます。
(日本社会事業大学講師)

創設当時の出町幼稚園

田 村 忠 止

同志社幼稚園は出町幼稚園から今日に到った。

出町幼稚園ができたのは明治三十年だからずいぶん前のこととなるが、私の八十数年の永い人生を貫いた心の根が、その時培われた故か、生々しい想い出となって生きている。設立当時の京都は「西京」ともいわれ、旧都のあこがれから、何かにつけ進んだ施設があった。

もちろん幼稚園もあった。しかし貧富の差の激しい時代であったので、貧しい階層のためにと、同志社関係の方によって、できたのが私立の出町幼稚園であった。

(沿革誌を書くのであれば資料も残っているから、記録的のものはそれに譲って)

「出町っ児はどう育ったか」

と命題を替えて、当時の園児の立場から、草分け時代を叙述する。

さて、明治三十年、京都に出町幼稚園(私立)がつくられた。

出町とは京都の東北にあった出町橋にちなんだ名で、京都風の古い町家を改装したキリスト教の出町講義所に併置されたもので「出町幼稚園」といった。

貧弱な建物であったが、部屋は広く、裏庭も加茂川畔の竹藪までの広場があった。大きな植木鉢台が造られ、入園時に各人が植えたゼラニウムの小鉢が並べられ、これに灌水するのが毎日の日課であった。珍らしい西洋の草花も咲き乱れる花園もあり、空気もきれ

いで楽園の想いがある。

折り紙や、豆細工などの思い出も多いが、恩物は他で見られぬ物珍らしいものが多かった。

畳敷の正面に、フレーベル先生の肖像額、その下で火鉢を中心に円座して、先生のお話しをきくといった、物静かな家庭的のもので、たのしい日々であった。

日曜学校も併置されていたのでその間との区別はできないが、やわらかい環境の中でありながら、心の中に躍動する童心を培う根強いものが、日に日に育てられて行ったような気がする。

「ヤソ」の幼稚園だということで最初は入園者に事欠いたようで、中層以下の子弟のみであったが、今出川幼稚園となったころは、階層もかわり、有名な人々が、この幼稚園から続々出ている。

一期生は卒園の時には、十名もあったが、小さな祈り紙を綴り合わせて貼りつけて「誠」の額をつくり記念にと残した。日常の訓育の中心が誠であったことを意味している。

さて、その後私は半生をほとんど外地で送ったが、はるかに故郷を想う時、出町幼稚園

のことが一番多く強く胸に浮かんだ。

「天国への道」

終戦後、京都へ引き揚げて来て、永年念頭からはなれなかった幼稚園の友、政ちゃん（中井汲泉＝明治四十四年普通学校卒）が、盛岡



当時の園児

から帰って同志社前に喫茶店「わびすけ」を経営していたので六十年振りに再会することができた。

汲泉君（中井政次郎）は京都美大を了え、若くて文展に入選し、その将来を嘱望された画家である。盛岡に居住し、晩生を送るべく帰って「わびすけ」主人となっていた。

彼のスクラップの中から示してくれたのが、彼の随筆「天国への道」であった。彼の盛岡の生活時代、岩手日報に連載した随筆の一齣である。

その内容は、幼稚園時代友の弟の葬式に参列した時、「省ちゃんはどこへ行ったのか」と黒田先生に聞いたら、「天国へ行ったのだ」と答えたそうだ。彼はその時から、天国への道を深く思索したと述懐している。省三郎とは私の弟のことである。

山口金作氏の書いた「永田省三郎之柩」と書かれた竹竿につけられたのぼりを見えなくなるまで見送ったとその印象の強さと思索の深さを示す出町橋畔の印象を事細々と書いてあった。

汲泉画伯の画は五十年後でなければその真価は評価されぬだろうとの定評のある格調の

高い画風である。その芽さしが、実に出町幼稚園時代に培われていたことになる。

出町幼稚園は形では劣っていても幼児教育の本質を捉えた活きた幼稚園であったのではなからうか。

ラーネット先生（博士夫人）は日本語がたっしやで、軍歌調の讚美歌で躍動する童心が金縛りにされたようで、私の一生はラーネット先生に捉えられたような気がする。黒田、滝本、後には真野・竹内元生など今なお眼前に髣髴とする。

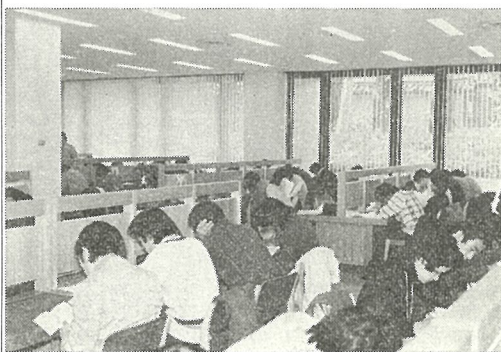
出町っ児はどう育ったか。一期生には汲泉のほか、議員になったものもあるが、社会人となり、家庭人となった人々も、一種の風格を持っていた。

バタ臭いものであったかも知れぬが、京の一隅に、あまり人に知られず日本教育の一頁を飾る小さな一団のあったことは記録に止めたい。

創設当時の出町幼稚園はこんな幼稚園であった。

同志社幼稚園第一回卒園者・滋賀
通信社「ふるさと近江」編集長

新図書館の完成によせて



原 正

待望の新図書館が昨年十一月末に完成し、翌十二月三日よりオープンしました。開館から一ヶ月間の利用者数は、既に旧図書館における年間利用者数を上回っていると聞いております。また、図書館内各施設が学問研究の場にふさわしい雰囲気で利用されているのを見まして、本当によかったと安堵しております。行く手に大きな壁がいくつも立ち塞がっていた建設当初のことを考えますと本当に

かったかと思えます。大学が急膨脹していく中で、在籍学生数に見合った図書館の整備は緊急の課題であり、それはまた立派な大学とするためにぜひとも乗り越えなければならぬ障壁でもありました。このような情勢の中で、当初は旧図書館の増築案もありましたが検討を重ねていく段階で独立の新図書館を建設すべきであるという案が支配的になっていきました。当時の学長、上野直蔵先生は早く

夢のような気がします。しかし、このように立派な図書館が完成するまでには多くの方々の並々ならぬ努力があったわけ、この紙面をかりて、その方々に対し心から感謝申し上げる次第です。ふりかえてみますと、「同志社大学に立派な図書館を」という声が大きくなってきたのは昭和三十年代も半ばを過ぎたころではな

から図書館施設の充実に深い関心をよせられ、学費改訂とも絡んで新図書館建設を学生に公約されました。そのころ、図書館では内田智雄先生、続いて金山正信先生が館長をつとめられ、館内の改革や新図書館構想の立案に大変御尽力いただきました。

ちょうどそのころ、同志社は創立九十周年を間近に控えていましたので、法人はその記念事業の柱の一つに図書館建設を挙げ、青写真まで用意されたのですが、九十周年を過ぎても一向に具体化の気配はありませんでした。このような状況の中で、新たに選任された星名泰学長は、研究室、教室、体育施設などの整備充実を着々と進められ、図書館建設についても当時の小橋一郎館長と協力して意欲的に推進されました。新図書館建設予定地を鳥丸今出川角地と決め、そこにあった諸施設の移転、建物の撤去、整地と実に手際よく進められ、新図書館建設の気運は急速に高まっています。しかし、建物の完全撤去や新図書館構想について妥協点が見いだされないまま、いたずらに時の流れてしまったことはかえすがえすも残念なことでした。結果としては実りませんでした。星名・小橋両先生

によって培われた建設の素地は、後刻この仕事を進める上でどれほど役立つかはかりしれないものがありました。

それから、大学は昭和四十四年（六九年）の紛争に突入していき、図書館建設など皆目、見当のつかないような厳しい時代を迎えることになるわけですが、それにもかかわらず徳永清行館長は図書館建設のための態勢整備に大変御尽力くださいました。昭和四十四年四月、図書館内に新図書館建設実行委員会と、その下部組織としての専門小委員会が発足し、大学図書館の将来像とそれにふさわしい図書館施設が熱心かつ精力的に追求されました。当時の庶務課長前川嘉門氏を中心に全館員が一致協力して実によく働いてくれました。このような全館員の自主積極的な努力が、機能的ですばらしい図書館をつくる原動力となったわけで、その功績は高く評価されるべきでありましょう。

激動の四十四年も明け、翌年五月には新学長として山本浩三先生が選任され、諸般の事情を考えられた末、図書館建設を決意なさいました。当初は旧啓真館を残し、一、二期工事のうちの一期工事のみとする案もありまし

たが、結局は啓真館と聚芳館を撤去し、一気に完成することに落ちつきました。この間の学長の果断と実行力には全く頭の下がる思いがいたしましたし、またそれなくしてはとうていこの難事業は進まなかったと思います。

今は亡き秦孝治郎前理事長、服部史郎部長にも何かと大変御尽力いただきました。秦先生にはその完成を見ずに他界されてしまわれ、まことに口惜しい限りです。聚芳館撤去では中学校長信楽建三先生の温かい御配慮と体育課教職員各位の積極的な協力を、また啓真館撤去では法経商各学部長の好意的なお取り計らいを、それぞれ賜りました。また、上記の撤去、校地の学術調査、財政上の問題など実際にその衝に当たられた杉田荘作総務部長の積極的な御努力や、直接窓口となって東奔西走し、御苦労いただいた北村金之助調度課長の蔭の力は、ともに建設工事を進める上で大きな原動力でありました。

今出川校地の学術調査にあたっては文学部森浩一先生の献身的な協力を賜わり、また調査委員の先生方にも酷暑、多用中のところ大変お世話になりました。なお、設計者との折衝を主な任務とする図書館建設委員会が学長

の諮問機関として発足し、当時の秋山健教務部長、杉田総務部長、吉田貞夫先生、北村調度課長、前川庶務課長らの各委員から大変な御援助をいただきました。

昨年五月、松山義則先生が新学長に選任されましたが、学長は継続事業である図書館建設を最優先してとり上げられ、駒井四郎総務部長と協力してその建設を強力に推進され今日の完成をみるに至りました。新図書館がよくなった理由として立派な基本設計者、ベテランの実施設計者、良心的な施工者に恵まれたことを挙げないわけにはいきません。また、施工時機にも恵まれたことは何よりも幸いでした。そのほか、多くの方々から並々ならぬ御尽力を賜りましたが、紙数の関係でお名前を挙げる事ができないのは大変残念です。

このようにふり返ってみますと、多くの方々の献身的な努力と幸運に恵まれて、このすばらしい図書館がもたらされたように思われます。この図書館が利用者や館員によって魂を与えられ、そこが学問研究の場にふさわしい雰囲気で満ち溢れ、永く同志社大学の聖地の一つとなってほしいと願うのは筆者ただ一人に限らないと思います。（前大図書館長）